

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2020 年 4 月 2 日

パナソニック株式会社

2020年4月2日

吸収分割に係る事前開示書面

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

代表取締役 津賀 一宏



当社は、パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社（本店所在地：京都府長岡京市神足焼町1番地、以下「分割承継会社」といいます。）との間で2020年3月26日付にて締結した吸収分割契約書（その後の変更を含みます。）に基づき、2020年5月21日を効力発生日として、当社が営む半導体事業に関して有する権利義務を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにしました。本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

2020年3月26日付吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

当社は分割承継会社の発行済株式の全てを間接的に保有しているため、本件分割に際し、分割承継会社は、当社に対して、分割承継会社の株式、金銭等の対価を交付しません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

分割承継会社の最終事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 分割承継会社は、パナソニック出資管理合同会社（本店所在地：大阪府門真市大字門真 1006 番地。以下「PEMJ」といいます。）との間で 2020 年 3 月 26 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含みます。）に基づき、2020 年 5 月 21 日を効力発生日として、PEMJ が半導体事業に関して有する権利義務を分割承継会社に承継させる吸収分割を行う予定です。
- ② 分割承継会社は、パナソニック デバイスコンポーネント株式会社（本店所在地：京都府亀岡市大井町小金岐 4 丁目 24）との間で 2020 年 4 月 1 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含みます。）に基づき、2020 年 6 月 1 日を効力発生日として、分割承継会社を実施する電子部材の研究開発、製造、組立、試験並びに販売及び流通に関して有する権利義務をパナソニックデバイスコンポーネント株式会社に承継させる吸収分割を行う予定です。
- ③ 分割承継会社は、払込日を 2020 年 5 月 21 日として、払込金額の総額を約 1400 億円とし、第三者割当の方法により分割承継会社の普通株式を PEMJ に割り当てる新株発行を行い、分割承継会社はこの払込金額約 1400 億円を原資として、同日時点における PEMJ に対する分割承継会社の借入金全額を返済する予定です。また、分割承継会社は、払込日を 2020 年 5 月 21 日、払込金額の総額を約 100 億円とし、第三者割当の方法により分割承継会社の普通株式を PEMJ に割り当てる新株発行を行うことを検討しています。なお、上記各新株発行に係る払込金額の総額は、いずれも現時点での予定であり、今後変更される可能性があります。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 当社は、2019 年 7 月 19 日に、海外市場において総額 25 億米ドルの米ドル建無担保普通社債を発行しました。
- ② 当社は、2019 年 11 月 28 日の取締役会において、当社の 100%出資連結子会社である PEMJ の 100%出資連結子会社である分割承継会社を中心に運営している半導体事業を Nuvoton Technology Corporation に譲渡すること、及び当社と Nuvoton Technology Corporation との間で株式資産譲渡契約を締結することを決議しました。
- ③ 当社の子会社であったパナソニック ホームズ株式会社は、当社とトヨタ自動車株式会社との間で 2019 年 5 月 9 日付で締結された街づくり事業に関する合弁会社の設立に向けた統合契約に基づき、2020 年 1 月 7 日付で株式移転の方法によりプライム ライフ テクノロジーズ株式会社の完全子会社となりました。
- ④ 当社の 100%出資連結子会社である PEMJ が、2020 年 4 月 1 日付で、トヨタ自動車株式会社に対して、PEMJ が保有するプライム プラネット エナジー&ソリューション

ンズ株式会社の株式の一部を譲渡し、プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社を合併会社化しました。

- ⑤ 当社は、2020年3月5日に、日本国内において総額1,000億円の無担保普通社債を発行しました。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割により承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 吸収分割会社の債務の見込みについて

本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状況に重大な変動が生じることは現在のところ予想されておらず、本件分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上のとおりですので、本件分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しています。

- (2) 吸収分割承継会社の債務（当社が本件分割により分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

分割承継会社は2020年5月21日に3(3)③記載の増資及び借入金の返済を予定しているほか、本件分割の効力発生日までに分割承継会社の資産及び負債の状況に重大な変動が生じることは現在のところ予想されておらず、分割承継会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本件分割後の分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上のとおりですので、本件分割後における分割承継会社の債務（当社が本件分割により分割承継会社に承継させるものに限る。）について履行の見込みがあると判断しています。

以上

別紙2



吸収分割契約書

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲がNUVOTON TECHNOLOGY CORPORATION に対して半導体事業を譲渡すること（以下、当該譲渡の対象となる半導体事業を「本事業」という。）に関連して、甲が本事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

住所：京都府長岡京市神足焼町1番地

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。
4. 乙は、第1条及び本条第1項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。



第4条（本吸収分割の対価）

乙は、甲に対して、本吸収分割に際して一切の対価を交付しないものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年5月21日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第7条（本吸収分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

第11条（算定基準日）

甲の総資産額の算定基準日は、会社法施行規則第187条第1項柱書に従い、2020年3月末日と定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年3月26日

甲：パナソニック株式会社

代表取締役

津賀 一宏



2020年3月26日

乙：パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

代表取締役 小山 一弘



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、次に定める甲の権利義務のうち本効力発生日の前日の終了時において甲が保有又は負担するものとする。

1. 承継資産・権利

甲から乙に対して以下の資産及び権利が承継される。

- (1) 乙及びパナソニック デバイスシステムテクノ株式会社において管理されている甲の所有に係る知的財産権のうち、主として本事業において使用されており、主として本事業で使用する目的で保有されており、又は本事業にとって重要なものとして管理されている全ての知的財産権（当該知的財産権に係る甲が有する第三者に対する損害賠償請求権、不当利得返還請求権及び補償金請求権がある場合は、それらを含む。）
- (2) SYMETRIX CO., LTD. の株式 5000 株（12%）
- (3) 別添 1「承継対象建物」に記載の建物（E 棟、排水処理棟及び熱源棟）並びに当該建物に付帯する建物、構築物、機械装置及び工具器具備品
- (4) 甲の半導体事業統括室において管理される前払費用、未収入金及び長期前払費用
- (5) 甲の半導体事業統括室において管理される甲の所有に係る固定資産及び無形固定資産（特許権及びソフトウェアを含むがこれらに限られない。）

2. 承継債務・責任乙は甲から、下記 3 記載の承継契約に係る甲の一切の債務及び責任を引き受ける。

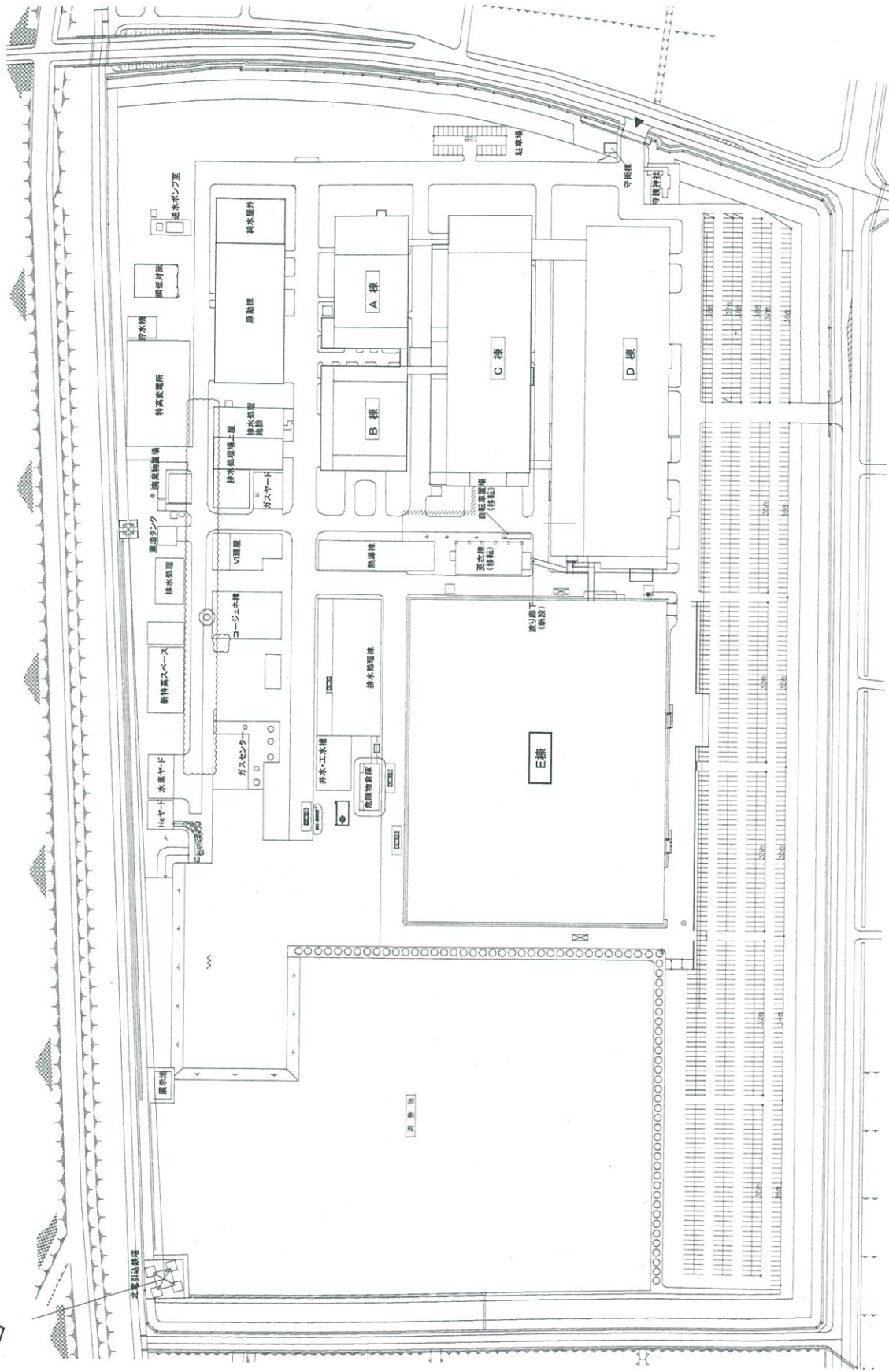
3. 承継契約

甲から乙に対して、以下の契約における甲の契約上の地位及びこれらに基づく権利義務が承継される。なお、従業員との雇用契約は承継されない。

- (1) 知的財産権に関するライセンス、不提訴誓約、権利不行使、権利放棄、オプションその他の権利の甲への付与に係る契約で、専ら本事業において使用され又は専ら本事業のために必要な契約
- (2) 上記 1 (1) 記載の知的財産権に関連する、共同研究契約、共同開発契約、ライセンス契約その他の契約
- (3) 甲の半導体事業統括室が管理する本事業に関するリース契約、ソフトウェアライセンス契約その他の契約（当該契約においてその承継のために契約相手方の承諾が必要とされている場合には、当該承諾を取得したものに限る。）

砺波地区：富山県砺波市東開発271，富山県砺波市下中条158番2

敷地面積：228,446m²



100m



第6期

〔 自 2018年 4月 1日 〕
〔 至 2019年 3月31日 〕

計 算 書 類

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	47,864	流動負債	27,793
現金預金	32	電子記録債務	2,802
受取手形	46	買掛金	10,506
売掛金	10,525	関係会社短期借入金	2,857
商品及び製品	7,523	未払金	488
仕掛品	13,619	未払費用	8,791
原材料及び貯蔵品	1,876	未払法人税等	178
前払費用	131	前受金	32
未収入金	13,333	賞与引当金	2,001
関係会社預け金	100	その他	134
その他	677	固定負債	125,677
貸倒引当金	△ 2	関係会社長期借入金	125,043
固定資産	37,669	解体撤去引当金	633
有形固定資産	25,417	その他	0
建物	15,287	負債合計	153,470
構築物	389		
機械装置	1,441		
工具器具備品	357		
土地	7,650		
リース資産	0		
建設仮勘定	290		
無形固定資産	190	純資産の部	
特許権	100	株主資本	△ 68,510
ソフトウェア	60	資本金	400
その他	29	資本剰余金	20,952
投資その他の資産	12,061	その他資本剰余金	20,952
投資有価証券	1,589	利益剰余金	△ 89,862
関係会社株式	735	その他利益剰余金	△ 89,862
関係会社出資金	1,910	繰越利益剰余金	△ 89,862
長期前払費用	213	評価・換算差額等	574
前払年金費用	367	その他有価証券評価差額金	572
繰延税金資産	7,234	繰延ヘッジ損益	1
その他	11	純資産合計	△ 67,936
資産合計	85,534	負債・純資産合計	85,534

損 益 計 算 書

〔 自 2018 年 4 月 1 日 〕
〔 至 2019 年 3 月 31 日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	92,240
売上原価	102,166
売上総損失(△)	△9,926
販売費及び一般管理費	13,608
営業損失(△)	△23,534
営業外収益	1,216
受取利息及び配当金	450
受取技術援助料	575
その他	190
営業外費用	2,221
支払利息	1,538
為替差損	75
その他	607
経常損失(△)	△24,539
特別利益	3,013
固定資産売却益	2,425
受取保険金	588
特別損失	2,749
減損損失	1,410
事業構造改革特別損失	718
災害損失	620
税引前当期純損失(△)	△24,274
法人税、住民税及び事業税	△7,414
法人税等調整額	1,148
当期純損失(△)	△18,009

株主資本等変動計算書
 [2018年4月1日から2019年3月31日まで]

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	400	20,952	20,952	△ 71,853	△ 71,853	△ 50,501
当期変動額	-	-	-	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	-	△ 18,009	△ 18,009	△ 18,009
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 18,009	△ 18,009	△ 18,009
当期末残高	400	20,952	20,952	△ 89,862	△ 89,862	△ 68,510

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,199	△ 0	1,199	△ 49,302
当期変動額	-	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	-	△ 18,009
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 627	2	△ 625	△ 625
当期変動額合計	△ 627	2	△ 625	△ 18,634
当期末残高	572	1	574	△ 67,936

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

……定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、発生時の翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

解体撤去引当金……閉鎖決定した拠点の解体撤去費用の支出に備えるため、その費用見積額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(7) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)	297,281 百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高	133 百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務のうち区分して表示されていないもの	
短期金銭債権	19,437 百万円
短期金銭債務	8,732 百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	90,377 百万円
仕 入 高	73,589 百万円
その他営業取引高	44,696 百万円

営業取引以外の取引高

2,036 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	8,000 株	—	—	8,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、棚卸資産評価減、減価償却超過額であります。なお、当社は、親会社であるパナソニック㈱が連結納税制度へ移行していることから、法人税部分の繰延税金資産については、連結納税グループの会社分類および課税所得見積額に基づき算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	パナソニック㈱	被所有 間接 100%	当社製品の販売、原材料等の購入、資金の借入、連結納税、役員の兼任	売上	88,977	売掛金	9,556
				材料支給	1,037		
				仕入	24,742	買掛金	2,637
				経費の請求	7,654	未収入金	828
				経費の支払	16,776	未払費用	2,331
				連結納税に伴う受取予定額	7,550	未収入金	7,550
				資金の引き出し	6,436	その他	100
				受取利息	1		
				資金借入	2,857	関係会社 短期借入金	2,857
				借入利息	30		
親会社	パナソニック出資管理㈱	被所有 直接 100%	資金の借入	資金借入	2,369	関係会社 長期借入金	125,043
				借入利息	1,504		
関連会社	パナソニック・タワー・ジャズセミコンダクター㈱	所有 直接 49%	同社製品の買入、役員の兼任	仕入	46,006	買掛金	3,311
				経費の請求	13,045	未収入金	1,275

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は市場価格等を勘案して交渉の上で決定しております。

3. 借入金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 資金の取引については、取引金額を純額で表示しております。

(固定資産の減損に関する注記)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	金額(百万円)
半導体事業資産	建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地、建設仮勘定	富山県魚津市他	1,410

(2) 減損損失の認識に至った経緯

半導体事業については、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

機械装置	692 百万円
工具器具備品	479 百万円
建設仮勘定	237 百万円
合計	1,410 百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は継続的に損益を把握している事業単位を基礎としてグルーピングしております。なお、遊休資産等については、個々の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により算定しており、不動産鑑定士から入手した鑑定額により算定しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社では、資金運用については短期的な預金等に限定し、パナソニック株式会社、パナソニック出資管理株式会社からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引信用保険の付保及び与信管理制度によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。電子記録債務、買掛金、及び未払費用はすべて1年以内の支払期日であり、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 売掛金	10,525		
貸倒引当金(※2)	△2		
差引	10,523	10,523	—
(2) 未収入金	13,333	13,333	—
(3) 投資有価証券	1,589	1,589	—
(4) 電子記録債務	(2,802)	(2,802)	—
(5) 買掛金	(10,506)	(10,506)	—
(6) 関係会社短期借入金	(2,857)	(2,857)	—
(7) 未払費用	(8,791)	(8,791)	—
(8) 関係会社長期借入金	(125,043)	(125,043)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(※2) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 売掛金、並びに(2) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 電子記録債務、(5) 買掛金、(6) 関係会社短期借入金並びに(7) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 関係会社長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

関係会社株式	735
関係会社出資金	1,910

関係会社株式及び関係会社出資金は、非上場株式のため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△8,492,094円36銭
1株当たり当期純損失(△)	△2,251,157円65銭

監査報告書

私たち監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通および情報の交換を図るほか、監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

監査役 西田 昭彦

監査役 志村 弘幸

監査役 塚内 計心

第6期

〔 自 2018年 4月 1日 〕
〔 至 2019年 3月31日 〕

事 業 報 告

パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

事業報告

〔2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

2019年3月期における世界経済は、全体としては成長軌道が引き続き維持されました。しかし保護主義的な通商政策の拡大や中国の成長鈍化などにより、世界経済の先行きに対する懸念が後半以降強まりました。

エレクトロニクス業界におきましては、自動車関連市場では、「安全」、「環境」などに対するニーズの高まりからエレクトロニクス製品の実装率の向上が続きました。産業機器関連市場につきましては、前半は工場の自動化や省エネルギー化の進展などによりFA機器関連市場が堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦問題の影響を受け減速しました。

このような経営環境のもと、当社は、車載・産業市場向けソリューションの商品力・提案力の強化に努めるとともに、材料合理化や固定費圧縮をはじめとした事業基盤の強化を推進してまいりました。

この結果、当期の売上高は922億40百万円、営業損失は235億34百万円になりました。当期純損失は長岡京土地建物一部売却等に伴う固定資産売却益24億25百万円、減損損失14億10百万円、及び連結納税に伴う法人税等の還付74億14百万円等を計上したため、180億9百万円の損失になりました。

事業の種類別売上高

事業の種類	金額	前年度比
	百万円	%
半導体	91,364	100
電子部材	11,013	87
その他相殺等	△10,137	-
計	92,240	98

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、総額27億円を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

車載・産業市場向けの強い商品創出と市況変化に耐えうる経営基盤強化を推し進めてまいります。特に強い商品創出については、リチウム電池応用・空間認識分野に経営資源を集中し、当社の強みである低消費電力技術、画像処理技術、化合物技術を活かした唯一無二のコアデバイスを次々と創出してまいります。さらにスマート社会の到来に備え、パナソニックグループとの密連携でエッジ領域で社会課題を解決すべくモジュール化・ソリューション化をさらに加速し、黒字化を必達する所存であります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2015 年度 第 3 期	2016 年度 第 4 期	2017 年度 第 5 期	2018 年度 第 6 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	136,698	104,612	94,228	92,240
営 業 損 失 (△) (百万円)	△26,808	△27,254	△24,733	△23,534
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△19,559	△23,580	△19,675	△18,009
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△2,444,922 円 75 銭	△2,947,615 円 18 銭	△2,459,462 円 75 銭	△2,251,157 円 65 銭
総 資 産 (百万円)	107,743	95,169	100,719	85,534
純 資 産 (百万円)	△3,120	△29,796	△49,302	△67,936

(注) 1. 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への 出資比率	主要な事業内容
パナソニック㈱	258,740 百万円	(100%)	電気・電子機器等の製造・販売
パナソニック出資管理㈱	10 百万円	100%	傘下会社への出資・配当及び 長期貸付を管理

(注) 親会社の当社への出資比率の()は、間接所有分内数であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資 比率	主要な事業内容
パナソニック デバイスディスクリート セミコンダクター蘇州有限公司	127,929 千元	100%	リードフレーム等の製造・販売

(6) 主要な事業内容

(2019年3月31日現在)

部門	主 要 製 品
半導体・関連部品	集積回路、ディスクリート、半導体部品
電子部材	リードフレーム、樹脂モールド、レーザーダイオードデバイス部品、 水晶振動子用デバイス部品

(7) 主要な営業所および工場

(2019年3月31日現在)

名 称	所在地
本社	京都府長岡京市
亀岡工場	京都府亀岡市

(8) 従業員の状況

(2019年3月31日現在)

使用人数	前年末比増減
1,675名	△72名

(注) 従業員数は、就業人員数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

(2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
パナソニック出資管理(株)	125,043 百万円
パナソニック(株)	2,857 百万円

2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000 株

(2) 発行済株式総数 8,000 株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株主名	持 株 数	持株比率
パナソニック出資管理(株)	8,000 株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 山 一 弘	全社事業責任者
取 締 役	水 越 成 彦	半導体事業担当
取 締 役	西 村 一 弘	電子部材事業担当
取 締 役	澤 居 晋	半導体営業担当
取 締 役	平 野 秀 樹	財務担当
取 締 役	伊 藤 好 生	パナソニック(株) 代表取締役副社長(AIS社 社長)
監 査 役	西 田 昭 彦	
監 査 役	古 村 弘 幸	パナソニック(株) AIS社常勤監査役員
監 査 役	堀 内 計 志	パナソニック(株) AIS社カンパニー戦略室 経理事業管理部長

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

① 就任

(イ) 2018年6月15日に、西田昭彦が監査役に就任しました。

② 退任

(イ) 2018年6月15日に、山本章裕が監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	116百万円
監査役	2名	12百万円
合計	7名	128百万円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 取締役の報酬の限度額は、2014年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額400百万円と決議されております。

3. 監査役の報酬の限度額は、2014年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額150百万円と決議されております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について以下のとおり決定しております。なお、2018年10月29日開催の取締役会において、経営環境および当社の現状等を踏まえた変更等を行ったうえ、この基本方針を継続することを決定しました。

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規定に従い、適切に保存と管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業戦略に基づいて経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正を確保するために、当社グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため必要な場合は、関連部門が監査役の職務を補助する。

(8) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する関連部門の使用人は、当該職務の遂行において、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令に服さないものとする。

(9) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制

当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

(10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社グループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。

(11) 監査役を補助する費用または債務の処理に関する方針

監査役の実効性を確保するため、監査役を補助する費用について生じる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。

(12) その他監査役を補助する監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、会計監査人、内部監査部門との相互連携等を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

【当社における基本方針の運用状況】

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 取締役は、パナソニックグループにおいて制定されている、経営理念実践の指針を具体的に定めた「パナソニック行動基準」や「取締役・執行役員倫理規程」等の社内規程に準拠し、法令および定款に則って行動するように徹底している。
- ② 取締役会や、BU長や幹部を交えた各種会議体を設置し、意思決定を行っている。
- ③ 監査役および監査役協議会による各種往査、監査を実施している。
- ④ 反社会的勢力に対しては、取締役会メンバーに対する研修の実施や企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。

- (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により保存されている。また当社「重要事項決裁規程」に基づき審議された案件の関連資料は、担当部署により保存されている。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスクマネジメント基本規程」に従って、AIS社「リスクマネジメント推進委員会」の活動を通じてリスクアセスメントを実施、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。
- (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ① 経営会議をはじめとする各種会議体の設置、経営幹部参加による週次の責任者会議での討議、当社「重要事項決裁規程」の運用、BU・関係会社等への権限委譲の徹底、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。
 - ② 事業戦略等を基に策定した経営目標について、月次決算、各種会議体においてその状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。
- (5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制
- ① パナソニックグループ共通の「パナソニック行動基準」等の社内規程の徹底や、各職能主管の「委員会」をはじめとする各種の活動を行うとともに、「コンプライアンス月間」の取り組み、階層別研修・eラーニングをはじめとする各種の啓発活動を行っている。
 - ② 「業務監査」・「内部統制監査」等の実施、パナソニックグループ全社・全地域で統合されたグローバルホットラインの運用等を通じて不正行為の防止・早期発見に努めている。
 - ③ 反社会的勢力に対しては、対応総括部署に不当要求防止責任者を設置し、また、社員就業規則の一部改訂や企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「パナソニック行動基準」の運用、グループ会社への取締役および監査役の派遣、当社「重要事項決裁規程」の運用、職能規程の準拠、内部の監査部門による定期的な「業務監査」の実施、事業方針発表による目標の共有化および通達等による適切な情報伝達等を行っている。
 - ② 上記各体制のもとで当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制についても適切な対応を行っている。

今後、パナソニックグループの「ガバナンス規程」および「海外事業会社運営ガイドライン」等に基づき、AIS社とも密に連携し、当社としてのグループ・ガバナンスのベースラインを整備するとともに、定期調査を通じて、国内外の各グループ会社のガバナンス定着見届けと継続的なレベルアップを図っていく。

(注) グループ会社とは、会社法上のパナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社の子会社とパナソニック株式会社の子会社で、当社管理連結傘下の会社をいう。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため必要な場合は、関連部門が監査役の職務を補助している。
- (8) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する関連部門の使用人は、当該職務の遂行においては、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令に服さないものとして、実効性を確保していく。
- (9) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は当社経営会議等に出席し、経営幹部および使用人等から重要事項について定期的に報告を受けるとともに、業務の運営や課題等について、適宜報告をうけている。
 - ② 全社「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、使用人等が直接通報する体制を構築・推進している。

- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に徹底されている。また、「社内通報規程」に従って、全社「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止している。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。また、緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って当社が前払いまたは償還している。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意している。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① パナソニックグループの監査役・監査役員との連携を図るため、パナソニック株式会社の常任監査役が議長を務める「パナソニックグループ監査役全体会議」へ参画、情報共有・連携強化に努めている。また、AIS社グループ監査役全体会議に参画し、情報共有・連携強化に努めている。
 - ② 代表取締役と監査役は定期的におよび必要に応じて、意見交換を行っている。また、各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部の監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査の実効性及び網羅性の向上に協力している。
 - ③ 会計監査人による監査計画策定、期末監査の際に、監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っている。

6. 親会社との取引に関する事項

親会社であるパナソニック株式会社、パナソニック出資管理株式会社との売買等取引については、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件にて決定しており、また、金銭の預託・借入等の取引に係る金利の授受については市場金利を勘案し、合理的に決定していることから、当該取引が当社の利益を害さないものと判断しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

監査役 西田 昭彦 殿

監査役 古村 弘幸 殿

監査役 堀内 計志 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

内田 聡 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上の書類は、原本の内容に相違ありません。

京都府長岡京市神足焼町1番地
パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社
代表取締役 小山 一弘

